

平成20年 市工連

グループ保険のご案内

(災害保障特約付団体定期保険)

ふたつの保障!

法人(事業主)が企業福祉の充実(役員・従業員の保障)としてご加入になれます。



従業員個人がご家族への思いやりとしてご加入になれます。



お役に立っています グループ保険
平成18年(H18.1.1~H18.12.31)保険金お支払実績
82件—1億8,417万3,750円

申込締切日

平成19年10月17日(水)

責任開始期

平成20年1月1日

市工連

社団法人 大阪市工業会連合会

〒541-0053 大阪府中央区本町1-4-5
大阪産業創造館12階
電話(06)6266-5730
FAX(06)6266-5788
<http://www.shikoren.jp/>

グループ保険(団体定期保険)は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申ください。

グループ保険(団体定期保険) ご契約内容【契約概要】

この「グループ保険(団体定期保険) ご契約内容【契約概要】」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

なお、契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細につきましてはパンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1. 商品の仕組み

企業・団体の役員・従業員等の方について、万一のときの保障を確保するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。ただし、引受保険会社が定める所定の条件を満たさない場合、保険契約は更新できません。

2. 主なお支払事由

保険金をお支払いする事由の概要は次のとおりです。詳しくはパンフレットの該当箇所をご参照ください。

- 被保険者が保険期間中に、死亡された場合
- 被保険者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合

お支払事由に該当し保険金等をお支払いした場合には、その保障は消滅します。
高度障害保険金と死亡保険金とは重複してお支払いしません。

3. お引受条件・保障内容

加入資格や保険金額、付加された特約の内容は企業・団体ごとの制度内容により異なります。
詳しくはパンフレットの該当箇所をご参照ください。

4. 保険料

保険料は、毎年の更新時に加入状況、加入者の年齢・性別に基づき、契約ごとに算出し変更します。また、お支払方法、お支払経路等も企業・団体ごとの制度内容により異なります。
詳しくはパンフレットの該当箇所をご参照ください。

5. 配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

6. 脱退による返戻金

この保険には、脱退による返戻金はありません。

7. 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。

なお、引受保険会社および引受割合は、変更されることがあります。

グループ保険(団体定期保険)に関する特に重要なお知らせ 【注意喚起情報】

この「グループ保険(団体定期保険)に関する特に重要なお知らせ【注意喚起情報】」は、ご加入のお申込みの際に特にご注意ください事項を記載しております。

ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。また、その他詳細につきましては、パンフレット等の該当箇所を必ずご参照ください。

1. ご加入お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はございません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等についてはパンフレット記載の契約者窓口にお問い合わせください。

2. 告知に関する重要事項

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といたします。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知事項の内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。
- 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3. 責任開始期について

ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。高度障害保険金は、責任開始の時以後に生じた不慮の事故または疾病により所定の高度障害状態にされたときにお支払いします。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険への加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4. 保険金をお支払いできない主な場合について

次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。詳しくはパンフレットの該当箇所をご参照ください。

死亡保険金	①被保険者が加入日(増額日)から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について) ②保険契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき
高度障害保険金	①被保険者の故意によるとき ②保険契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき

- ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- ・団体(保険契約者)から保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- ・加入(増額)の際に、詐欺の行為があった場合や保険金の不法取得目的の行為があった場合には、ご契約またはご契約のその被保険者に対する部分が無効となったとき

5. 脱退による返戻金

この保険には、脱退による返戻金はありません。

6. 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>をご覧ください。

7. ご照会・ご相談窓口

- ◎制度内容等に関するご照会、ご相談は、パンフレット記載の契約者窓口にお問い合わせください。
- ◎告知に関してご不明な点がある場合等は明治安田生命保険相互会社の下記窓口までご照会ください。
<ご照会先> 明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口
0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く) 9:00~17:00

※(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。詳しくは、ホームページアドレス<http://www.seiho.or.jp/>をご覧ください。

保障額と掛金

	月額掛金 (概算)	保 障 額				
		申込金額		保 障 額		
		一般の死亡または 高度障害	不慮の事故による 死亡、特定感染症 による死亡	不慮の事故による 高度障害	不慮の事故による 身体障害 (程度により)	不慮の事故による 5日以上入院 (120日を標準として)
死亡・高度障害 保 険 金	死亡保険金 + 災害保険金	高度障害保険金 + 障害給付金 (給付割合表第1級)	障害給付金 (定額給付第2級-第3級)	入院給付金		
	円	万円	万円	万円	万円	1日につき 円
本 人	13,200	1,500	2,250	2,250	75~525	11,250
	12,320	1,400	2,100	2,100	70~490	10,500
	11,440	1,300	1,950	1,950	65~455	9,750
	10,560	1,200	1,800	1,800	60~420	9,000
	9,680	1,100	1,650	1,650	55~385	8,250
	8,800	1,000	1,500	1,500	50~350	7,500
	7,920	900	1,350	1,350	45~315	6,750
	7,040	800	1,200	1,200	40~280	6,000
	6,160	700	1,050	1,050	35~245	5,250
	5,280	600	900	900	30~210	4,500
	4,400	500	750	750	25~175	3,750
	3,520	400	600	600	20~140	3,000
	2,640	300	450	450	15~105	2,250
	1,760	200	300	300	10~70	1,500
配偶者	2,640	300	450	450	15~105	2,250
	1,760	200	300	300	10~70	1,500

ご加入上の注意事項

- 配偶者だけの加入はできません。ご本人とペアでご加入ください。 ● 配偶者の保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- (注全) ● 掛金は年齢に関係なく一律です。
- 記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- 記載の掛金には、三グループ保険制度運営事務費(78円)が含まれております。
- 参加企業が毎月25日までに毎月均等に納付するものとします。(第1回目は平成19年12月25日まで)

加入形態 (保障額) 年齢別の最高保障額は以下のとおりです。

年 齢	保 険 金 ラ ン ク			
	本 人		配 偶 者	
	新規加入	継続加入	新規加入	継続加入
平成20年 1月1日現在				
満15歳 ~ 満60歳	1,500万円まで	1,500万円まで		
満61歳 ~ 満70歳	700万円まで	700万円まで	300万円まで	300万円まで
満71歳 ~ 満79歳 (役員のみ)		300万円まで		

〈継続加入の取扱い〉

- 一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年と同保険金額以下で満70歳(平成20年1月1日現在)まで継続加入できます。その際の掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
- ただし、平成20年1月1日現在満61歳以上の本人については、最高保障金が700万円となりますので、同額を超える保障額にご加入いただいている場合は700万円以下に減額いただきます。
- また、平成20年1月1日現在満71歳の本人については、継続加入いただけない(保障が終了する)ため、これまでの加入内容を印字した申込書はお届けしておりません。ただし、その本人が役員の場合は300万円を限度として継続加入いただけますので、ご希望の方は新規に加入申込書をご記入のうえご提出ください。
- 被保険者を同一として、掛金を法人(事業主)負担と個人負担の両方で加入する場合であっても一人あたりの最高保障金は1,500万円でかわりないため、尚加入による合計保障金が1,500万円を超えないよう調整のうえご加入願います。

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、1枚目を事務局宛ご提出ください。(掛金を法人負担とする場合と個人負担とする場合で、申込書が異なりますので、ご注意願います) 申込書のご提出がない場合は現在と同額継続となります。

申込締切日

平成19年10月17日(火)事務局必着

保険期間

1年間(平成20年1月1日～平成20年12月31日)で以降毎年更新します。
保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。
但し、掛金の払込みが条件となります。

加入資格

市工連会員企業の役員・従業員および配偶者以外の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。
本人…会員に属する企業の役員および従業員で申込書記載の告知事項に該当し、平成20年1月1日現在満15歳を超え、満65歳までの方。(ただし、継続の場合は満70歳までの方)
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知事項に該当し、平成20年1月1日現在満15歳を超え、満65歳までの方。
(ただし、継続の場合は満70歳までの方)

【告知事項】

本人・配偶者共通

【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

本人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

〈別表〉

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

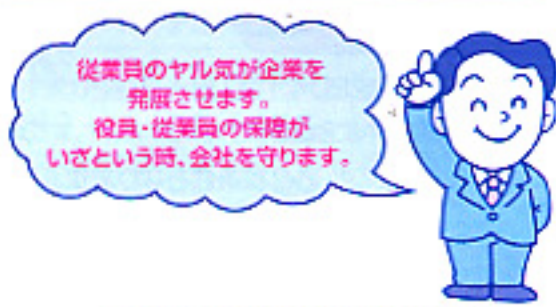
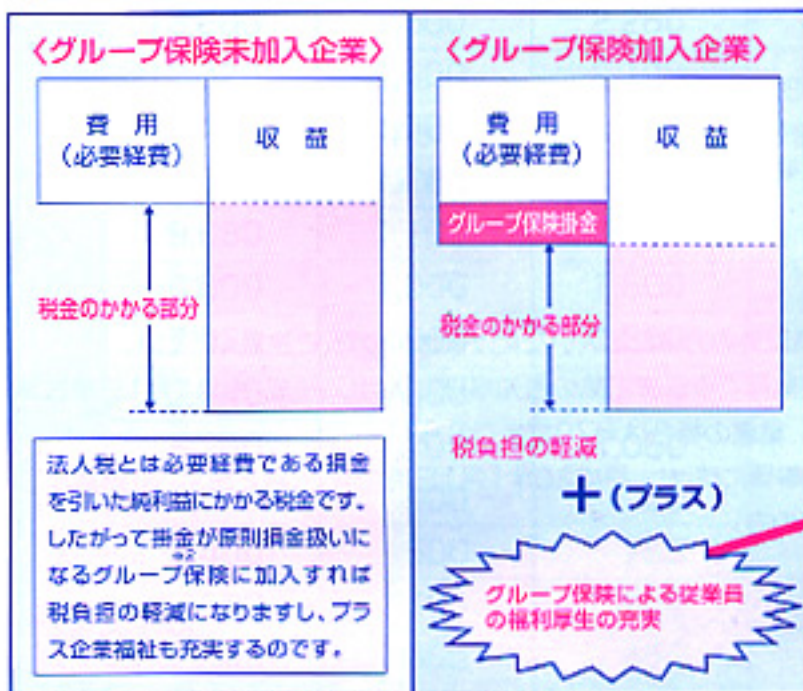
※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

配当金

この制度は1年ごとに収支計算を行ない剰余金が生じた場合は配当金としてお返ししますので実質掛金は軽減されます。ただし、配当金額は加入者数・支払保険金額の多寡によって異なります。
なお、個人宛分配金は、配当総額から送金手数料・システム開発費等に見込まれる一定額を控除したうえで計算します。

法人(事業主)が掛金を負担して加入する場合、以下をお読みください。

- ポイント①** 企業福祉(役員・従業員の保障)が充実します
- ポイント②** 掛金は原則損金扱いとなります
(法人税法基本通達9-3-5)
- ポイント③** 面倒な医師の診査はいりません(簡単な告知のみ)
- ポイント④** 1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合、配当金としてお支払いします



A企業(10名)の加入例

	保険金額	人数	月額掛金(概算)
社長	1,500万円	1名	13,200円
役員(配偶者)	700万円	1名	6,160円
従業員			
(20年以上)	500万円	1名	4,400円
(10年以上)	400万円	1名	3,520円
(2年以上)	300万円	3名	7,920円
(2年未満)	200万円	3名	5,280円
合計		10名	40,480円

※1.2 当グループ保険の掛金には、保険料以外に制度運用事務費が含まれます。

税法上の取り扱い

契約形態			法人(会社・員外)が負担した掛金の会計処理		被保険者からみた掛金の取り扱い		受益人が死亡保険金を受け取った場合の取り扱い	
契約者(被保険者)	被保険者	保険金受取人	会計処理	関係法規	課税関係	関係法規	会計処理(所得の種類)	備考
法人	役員	法人	損金	法人税法基本通達9-3-5(1)による	課税関係を生じない	所得税法基本通達36-31による	雑収入(益金)	会社が受取保険金を死亡退職金として支出すれば、雑大(役員の場合)でない限り損金となり、雑収入(益金)と処理される。(法人税法36条)本人の死亡保険金は法定相続人1人につき500万円まで非課税です。*ただし受益人が法定相続人に該当する場合は、(相続税法第12条)
法人	役員ならびに使用人	法人						
法人	役員(特定の使用人等含む)	被保険者の相続人						
法人	使用人	被保険者の相続人	損金(福利厚生費)	同上	非課税扱いとなる	所得税法基本通達36-31による	みなし相続財産	相続税法基本通達3-17による本人の死亡保険金は法定相続人1人につき500万円まで非課税です。*ただし受益人が法定相続人に該当する場合は、(相続税法第12条)
法人	役員ならびに使用人	被保険者の相続人	損金(福利厚生費)	同上	非課税扱いとなる	所得税法基本通達36-31による	みなし相続財産	同上
法人	役員・使用人の家族	役員または使用人	損金(福利厚生費)	同上	非課税扱いとなる	所得税法基本通達36-31による	一時所得	本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。(所得税法第34条)*また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合給与税が課税されることがありますのでご注意ください。

死亡保険金受取人について

- 死亡保険金受取人を法人(事業主)とする場合には、新規加入・内容変更の際に、制度内容(保険金額、保険金受取人等)について、新規加入・内容変更対象者全員にご加入者となることに対する同意確認が必要となります。
- 新規加入・内容変更者となることに同意した全員の記名、押印のある名簿(申込書)をご提出いただけます。
- 保険金・給付金の受取人が法人(事業主)の場合、保険金・給付金のお支払いに際し、ご加入者の遺族またはご加入者の了知が必要となります。

市工連会員企業および団体の従業員様は当保険にご加入いただけます。

役員・従業員個人が掛金を負担して加入する場合、以下をお読みください。

従業員様のご家族への思いやり……

もし、あなたや配偶者に万一(死亡・高度障害)の事があつたら



ポイント① お手頃な掛金!

死亡保険金200万円あたりの**月額掛金(概算)は1,760円**とお手頃。
会社で**給与天引**または**集金**されるため、口座管理が不要

ポイント② 充実した保障!

200万円から1,500万円まで100万円刻みの死亡・高度障害保険金をご準備

ポイント③ 配当金割戻し!

1年ごとに収支計算し、剰余金が発生した場合、**配当金**をお支払い。

過去3年の配当率は29.064%

(過去3年間の配当実績)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	過去3年の平均
配当率	38.600 %	22.485 %	26.108 %	29.064 %

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いいたします。(中途加入の場合については、その責任開始日から保険期間満了日までの間で収支計算を行います)(期間途中で脱退されますと、配当金は割戻されません)
なお、上記配当率は過去の実績を表わしたものであり、配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。



ポイント④ 簡単な告知加入!

面倒な医師の診査は不要。簡単な告知のみでご加入



〈契約者と生命保険会社からのお知らせ〉

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引取保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引取保険会社へ提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務終了会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp>)をご確認ください。

—死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に準じた情報ください—

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

保険金の支払い

死亡および高度障害保険金は保険期間中に死亡または責任開始の日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後の傷害もしくは疾病によりつぎの1項目に該当する場合を言います。

高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 両眼またはその一部の視力を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または意識を著しく障害し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失いかつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失いかつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <p>※「常に介護を要するもの」とは食料の摂取、排泄・排尿・その他排泄、お風呂の浴槽・お風呂・お風呂・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>
-----------------	--

災害保険金については、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または責任開始期以後に発病した特定感染症(※)を直接の原因として保険期間中に死亡した場合にお支払いします。

障害および災害入院給付金については、この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したが、入院を開始した場合にお支払いします。

給付割合表

(災害保険特約の災害保険金に対して)

等級	身体障害の程度	給付割合
第2級	<ol style="list-style-type: none"> 8. 1上肢および2下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 2上肢を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1上肢と腕の内2/3から1/2までのいずれかの身体障害をもち、かつ、他の1肢に第2級以上の障害または第4級以上の障害のいずれかの身体障害をまじったもの 11. 両脚の膝の用を全く永久に失ったもの 	70%
第3級	<ol style="list-style-type: none"> 12. 1上肢の用を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用を失ったかまたは1上肢の腕の内2/3から1/2までの用を全く永久に失ったもの 14. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用を失ったかまたは1上肢の腕の内2/3から1/2までの用を全く永久に失ったもの 15. 1上肢の用を失ったかまたは第1級(両眼)および第2級(1上肢)を併せて2上肢を失ったもの 16. 2上肢を失ったもの 17. 両脚に第1級の障害または第1級と第2級の障害をまじり失ったもの 	50%
第4級	<ol style="list-style-type: none"> 18. 両眼の視力がそれぞれ著しく障害をまじり失ったもの 19. 両眼またはその一部の視力を著しく障害をまじり失ったもの 20. 中枢神経系、精神または意識を著しく障害し、終身常に介護を要するもの 21. 1上肢の腕の内2/3から1/2までの用を全く永久に失ったもの 22. 1上肢の腕の内2/3から1/2までの用を全く永久に失ったもの 23. 1上肢の腕の内2/3から1/2までの用を失ったかまたは第1級(両眼)および第2級(1上肢)を併せて2上肢を失ったかまたは第1級(両眼)および第2級(1上肢)を併せて2上肢以上の用を全く永久に失ったもの 24. 1上肢の腕の内2/3から1/2までの用を失ったかまたは第1級(両眼)および第2級(1上肢)を併せて2上肢以上の用を全く永久に失ったもの 25. 1上肢の腕の内2/3から1/2までの用を失ったかまたは第1級(両眼)および第2級(1上肢)を併せて2上肢以上の用を全く永久に失ったもの 26. 2上肢の用を全く永久に失ったもの 27. 1上肢の用を失ったもの 	30%
第5級	<ol style="list-style-type: none"> 28. 1上肢の腕の内2/3から1/2までの用を著しく障害をまじり失ったもの 29. 1上肢の腕の内2/3から1/2までの用を著しく障害をまじり失ったもの 30. 1上肢の腕の内2/3から1/2までの用を失ったか、第1級(両眼)もしくは第2級(1上肢)を併せて2上肢を失ったかまたは第1級(両眼)および第2級(1上肢)を併せて2上肢を失ったもの 31. 1上肢の腕の内2/3から1/2までの用を失ったもの 32. 1上肢の腕の内2/3から1/2までの用を失ったか、かつ、他の1肢に第2級(1上肢)の用を全く永久に失ったもの 33. 両脚の膝の用を全く永久に失ったもの 34. 1脚の膝の用を全く永久に失ったもの 35. 両脚の用を全く永久に失ったもの 36. 両脚の用を失ったもの 37. 両脚の用を失ったもの 	15%
第6級	<ol style="list-style-type: none"> 38. 1上肢の腕の内2/3から1/2までの用を著しく障害をまじり失ったもの 39. 1上肢の腕の内2/3から1/2までの用を著しく障害をまじり失ったもの 40. 1上肢の腕の内2/3から1/2までの用を失ったか、第1級(両眼)もしくは第2級(1上肢)を併せて2上肢を失ったかまたは第1級(両眼)および第2級(1上肢)を併せて2上肢以上の用を全く永久に失ったもの 41. 第1級(両眼)および第2級(1上肢)を併せて2上肢を失ったか、かつ、他の1肢に第2級(1上肢)の用を全く永久に失ったもの 42. 1上肢の腕の内2/3から1/2までの用を失ったか、かつ、他の1肢に第2級(1上肢)の用を全く永久に失ったもの 43. 1上肢の腕の内2/3から1/2までの用を失ったか、かつ、他の1肢に第2級(1上肢)の用を全く永久に失ったもの 	10%

第1級は高度障害事項(7項目)です。

また、災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。

「入院」とは、医師の治療が必要であつてかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(※)対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第78号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官民統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類コード-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目(基本分類コード)

コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、パラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ペスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎(ポリオ)(A80)、ラッサ熱(A98.2)、クリミア・コンゴ(Crimean-Congo)出血熱(A98.0)、マールブルク(Marburg)ウイルス病(A98.3)、エボラ(Ebola)ウイルス病(A98.4)、登革熱(B03)、重症急性呼吸器症候群(SARS)(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、) (U04)

(注)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は、平成18年12月8日公布の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」第1条に規定する「出血性熱(おたけ)および(MEM)を原因として死亡されたときについても、災害保険金を支払います。

当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認させていただく場合があります。

解除・免責

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(既にお払い込みいただいた掛金もお返ししません。)

<ol style="list-style-type: none"> ①告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき ②掛金のお支払ひがなく、ご契約が失効したとき ③加入(増額)の際、詐欺的行為があった場合や保険金・給付金の不法取得目的の行為があった場合に、ご契約またはご契約のその被保険者に対する部分が無効となったとき <p>(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、加入(増額)日からの年月にかかわらず詐欺としてご契約またはご契約のその被保険者に対する部分を無効とさせていただきます。)</p>	死亡保険金について <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が加入日(増額日)から1年以内で自殺したとき(増額はその増額部分について) ●保険契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき 	災害保険金・障害給付金・入院給付金について <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき(ただし災害保険金についてのみ) ●被保険者の犯罪行為、精神障害または危病の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める運転資格を所持している間に生じた事故によるとき ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
	高度障害保険金について <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の故意によるとき ●保険契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき 	

「生命保険契約者保護機構」について

引渡保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構に加入する生命保険会社が経営破綻した場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金総額が削減される場合があります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

引渡会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の業務に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、社員の選出に関する権利や、社員が有する権利はありません。

●この引渡は生命保険会社と締結した災害保険特約の引渡先生命保険契約に基づき行われます。

引渡会社 明治安田生命保険相互会社(事務幹事) 住友生命保険相互会社 三井生命保険株式会社

この引渡契約は共同引渡契約であり、明治安田生命保険相互会社は引渡先生命保険会社の責任を承けて事務を行います。引渡保険会社は、それぞれの引渡先会社により引渡契約上の責任を負います。なお、引渡先会社および引渡先会社は変更されることがあります。